

公安委員会 決裁資料	令和7年度留置施設に対する実地監査計画の 策定について	令和6年4月30日 留置管理課
---------------	--------------------------------	--------------------

## 1 趣旨

刑事収容施設法第18条に基づき、指名された監査員が、各留置施設について毎年1回以上、実地に視察して、留置施設の管理運営、被留置者の処遇、護送業務の実施状況等について必要な指導を行うもの

## 2 実施時期

令和7年5月から令和8年3月までの間

## 3 対象

県内全ての留置施設

(本部直轄施設3施設、集中署5施設及び非常設留置施設6施設の合計14施設)

## 4 監査方法(令和5年度に抜本的な見直しを実施)

- (1) 警察庁が示した巡察における重点項目に基づく業務点検  
警察庁が示した「令和7年度における留置施設の巡察の重点項目」に基づく業務点検を実施する。
- (2) 警察署留置施設における問題点の抽出、改善方策の検討  
ア 各留置施設の運営に係る現状、問題点、改善方策、本部への要望等を把握した上で監査官が実地を視察、点検し、本部主導で解決・改善する。  
イ 現場担当官の意見等を吸い上げ、本部主導で業務の合理化・効率化や職場環境の改善を推進する。
- (3) 留置担当官のスキルアップを図るための実戦的訓練の実施等  
ア 不当要求をする問題被留置者への対応等、具体的事例を想定した実戦的な訓練を実施する。また、訓練を通じて、必要な教養・指導も行う。  
イ 警察署員に対する護送の実技指導も行う。
- (4) 業務遂行に係る関係法令、内規等の理解度の確認等 新規  
ア 担当官が関係法令、内規をしっかりと理解しているかを確認し、理解度が乏しい担当官には必要な教養を行う。  
イ また、担当官が個人情報保護の重要性を理解しているか、各施設で情報漏えい防止のための取組がなされているかも確認する。